

昭和三十一年六月發行

# 漢文學會々報

第十七号

東京教育大学漢文学会

○東京教育大学漢文学会々則

|                                     |      |      |
|-------------------------------------|------|------|
| 枕草子と漢詩文……………                        | 中西清  | (1)  |
| 史記の小説的な側面について……………                  | 前野直彬 | (17) |
| 唐代(貞観期)服紀改制における二三の動向……………           | 藤川正数 | (28) |
| 日本文学に読みとられた<br>論語経本・注解の系統考察の数例…………… | 新美保秀 | (22) |
| 豔歌という民間歌謡について……………                  | 鈴木修次 | (37) |
| 学会彙報……………                           |      | (51) |

一、本会は東京教育大学漢文学会と称し、事務所を東京教育大学漢文学研究室に置く。

二、本会は漢文学及び漢文教育の研究と普及とを図るのが目的である。

三、本会の会員は左の通りである。

- 1 東京教育大学漢文学及び東京文理科大学、東京高等師範学校の漢文学関係教官(退官者を含む)

- 2 東京教育大学漢文学専攻学生及び卒業生、並に東京文理科大学漢文学専攻卒業生

四、本会の主な事業は左の通りである

- 1 総会 年一回
- 2 例会 年約七回
- 3 会報及び会員名簿の発行
- 4 その他必要な事項

五、本会の役員は左の通りである。

- 委員長 一名  
委員 若干名

六、委員長は本会を代表し委員と共に運営に当る。  
委員は委員会を組織し会の研究会計庶務を分担する。

七、委員長は委員の互選による。  
委員は東京教育大学学生中から五名、其の他から若干名(一般会員より四名、及び東京教育大学助手)を会員の互選(学生委員は学生の互選)によって選挙する。その任期は二年(学生委員は一年)とする。但し重任は差し支えない。

八、会員は会費年額四百円、(但し学生は半額)を納める。  
九、本会会期の変更は委員会の審議を経て総会出席者の過半数の承認を得なければならぬ。

THE  
KAMBUN-GAKKAI KAIHO

No. 17, 1957

CONTENTS

Articles :

- NAKANISHI, Kiyoshi: The *Makura-no-sôshi* 枕草子 and Chinese  
Literature. ....(1)
- MAENO, Naoaki: On the Fictional Aspect of the *Shih-chi* (史記). ... (17)
- FUJIKAWA, Masakazu: Some Problems of the Reformation  
of the Funeral System in the T'ang Dynasty. ....(28)
- NIMI, Yasuhide: A systematical Study of the Passages of the *Lun-  
yii* (論語), and Commentaries quoted in Japane-  
se Literature. ....(22)
- SUZUKI, Shuji: On "Yenkê" (豔歌), a Style of Popular Song.....(37)